

医療法人 コスモス

(介護予防) 認知症対応型通所介護 運営規程

(2025年6月1日現在)

(主 旨)

第1条 この規程は、医療法人コスモスが設置する「(介護予防) 認知症対応型通所介護グループホームコスモス松川」(以下「(介護予防) 認知症通所介護事業」という。)の運営について、介護保険法による指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 介護保険法(以下「法」という。)に基づき、認知症高齢者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び、機能訓練を行うことにより、健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、(介護予防) 認知症対応型通所介護サービスを提供する。

(運営方針)

第3条 (介護予防) 認知症通所介護事業の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の意志及び、人格を尊重し、常に利用者の立場にたって(介護予防) 認知症対応型通所介護サービスを提供するよう努めるものとする。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきや世代間交流を重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との連携に努めるものとする。
- (3) (介護予防) 認知症対応型通所介護サービスを提供することにより利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図れるよう努めるものとする。
- (4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- (5) 当(介護予防) 認知症対応型通所介護は自らそのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用定員)

第4条 利用定員、営業日・時間は次のとおりとする。

定 員	営 業 日	営業時間
6人	月曜日～日曜日 (8/15～8/16,12/31～翌年 1/3 を除く)	8:30～17:00

(職員)

第5条 職員の定数は、次のとおりとする。

管理者	1名(常勤)
計画作成担当者	1名(常勤)
生活相談員	2名(常勤 うち1名は管理者と兼務)
介護職員	利用者3名に対して1人以上

(職務)

第6条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、(介護予防)認知症対応型通所介護の業務を統括し、職員を指揮監督して適切な施設運営管理にあたる。
- (2) 介護職員は、利用者の生活全般について指導及び介護に従事する。

(職務分掌)

第7条 管理者は、職員の職務分掌を定めなくてはならない。

(サービス内容)

第8条 利用者に対する通所介護事業のサービス内容は、次のとおりとする。

食 事	・職員の立てた献立を、職員や他のグループホーム入居者と一緒になり、調理したりして家庭的な雰囲気の中で楽しく食事を摂れる様援助する。
排 泄	・利用者の状況に応じ適切な排泄介助を行うとともに、排泄自立についても適切な援助を行う。
相談・援助	・相談窓口を設け、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。
社会生活上の便宜	・必要な教養娯楽設備を整えるとともに、適宜レクリエーション行事を企画する。
送 迎	・利用者の居宅からサービス事業所までの送迎とし、実施地域外等の場合は双方で協議の上、取り決める。

(通常サービス提供の実施地域)

第9条 通常サービス提供の実施地域は、松川町とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- 1、通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の厚生労働省告示上の額とする。
- 2、前項のサービスが法定代理サービスであるときは、利用者の「負担割合証」に応じた割合額の支払いを利用者から受けるものとする。

3、その他の料金

区 分	利 用 料 金
食材料費	(昼食) 800円 (おやつ代含む) (夕食) 400円
送迎費	実施区域外の送迎に要する費用・・・1km当たり40円
おむつ代 (1枚当り)	フラットタイプ・・・・・・・・60円 パンツタイプ・・・・・・・・140円 はくパンツ・・・・・・・・170円 尿とりパット・・・・・・・・30円
特別な食事	要した費用の実費 (鮭・井物等)
延長料金	必要に応じ要相談
その他	行事活動等のレクリエーション関係に要する費用で、利用者による負担が妥当なもの・・・・・・・・実費

(留意事項)

第11条 利用者は、施設の利用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償もあり得る。
(2) 喫 煙	喫煙は、指定場所とする。火気類の保管は、事務所で行う。
(3) 迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、してはならない。
(4) 宗教・政治・ 営利活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動をしてはならない。

(相談窓口・苦情処理)

第12条

- 1、サービスに関する相談や苦情については、相談室を設けるとともに窓口担当者を決めて対処するものとする。
- 2 提供したサービスに関して、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは呈示の求め又は、当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時等対応)

第13条 利用者に病状の急変が生じたとき、その他必要な場合は、速やかに関係医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(災害防止対策)

第14条 管理者は、災害防止と利用者の安全を守るため、次の事項を行わなければならない。

- 1 消化器、室内消火栓、非常口、警報、その他の防災設備を設け、常に点検整備をしておくこと。
- 2 室内配線、ボイラー、煙突等の発火しやすい箇所の点検を随時行うこと。
- 3 非常災害に対処する具体的実施計画を立て、所轄消防機関と連絡し、避難・救出及び防火に対する訓練を随時行うこと。
- 4 近隣地区の防災会との連携を密にし、非常時の相互の応援体制を確立すること。

(業務継続計画) (感染症BCP・災害用BCP)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図る為の計画(感染症BCP・災害用BCP)を策定する。

- 1 当該業務改善計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 感染症委員会を設置し3月に1回以上開催を行う。
- 3 (感染症BCP・災害用BCP)は1年に1回見直し改定を行う。
- 4 (感染症BCP・災害用BCP)に従い、職員に対し年2回研修を実施する。

(高齢者虐待防止の推進及び身体拘束の適正化)

第16条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。

- 1 身体拘束の適正化を図るための措置を講じる。
- 2 虐待防止の指針・身体拘束等の適正化のための指針を策定する。
- 3 虐待防止・身体拘束廃止委員会の設置を行い3月に1回以上開催を行う。
- 4 虐待防止・身体拘束の適正化のための研修を職員に対し年2回実施する。

(生産性向上推進)

第17条 介護現場における生産性向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

- 1 生産性向上委員会の設置を行い3月に1回以上開催を行う。

(職員の服務規律)

第18条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人コスモスの就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第22条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(帳簿等の整備)

第24条 管理者は、運営及び利用者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に実情を的確に把握するため、必要な帳簿を備えて整備しておかなければならない。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、医療法人コスモス理事長が別に定める。